

平成18年6月27日

(問い合わせ先)

国土交通省 自動車交通局

技術安全部 環境課

TEL:03-5253-8111(内線 42526)

「自動車排気騒音対策検討会」の中間とりまとめ及び今後の対応について
～不適切なマフラー装着自動車等の排除方策について～

1. 経緯

自動車による騒音問題については、依然として厳しい状況にあり、特にマフラー(=消音器)の改造や交換等を行ったため、一般の自動車に比して騒音レベルが著しく高くなっている自動車に対する苦情も多く寄せられており、それら車両に対する対策が強く求められております。

このような状況を踏まえ、平成16年7月、国土交通省と環境省は合同で『自動車排気騒音対策検討会』(座長:黒田道雄 成蹊大学名誉教授)を設置し、不適切な交換用マフラーを装着した車両等、騒音が著しく大きい車両を効果的に排除する方策として、

I 基準に適合する優良な交換用マフラーの普及促進策

II うるさいと感じる車両を規制できるように規制値の設定レベル及び測定手法の改善

の2つの柱について鋭意検討を重ねてきましたが、今般、主としてIの検討課題につき、これまでの検討結果が取りまとめられたのでお知らせ致します。

(委員名簿及びこれまでの開催経緯については別紙1参照)

2. 中間とりまとめについて(概要については別紙2参照)

「Ⅰ 基準に適合する優良な交換用マフラーの普及促進策」の検討課題に関しては、主に次のような結論を得ました。

- マフラー改造車^{※1}に対して新たに加速走行騒音等の走行騒音基準を適用し、車検時に同基準への適合性を示す公的試験機関の試験成績書の提示を求めることが必要。併せて、規制の公平性を確保するため、非認証車^{※2}に対しても新たに加速走行騒音等の走行騒音基準を適用することが必要。
- 装置型式指定制度の対象としてマフラー(消音器)を追加し、良識あるユーザーや販売店の適切な交換用マフラーの選択に資するとともに、認証マフラー^{※3}への交換を行った車両については車検時の公的試験機関の試験成績書の提示を不要とすることでユーザー負担の軽減を図ることが必要。
- 今後も、交換用マフラーや非認証車の製造、販売、使用等の実態及びそれら製品の基準適合性について市場調査を行う等により施策の効果を把握・評価し、必要に応じて更なる追加的対策を講じることも視野に入れつつ、適切に対応していくことが重要。

一方、「Ⅱ うるさいと感じる車両を規制できるように規制値の設定レベル及び測定手法の改善」の検討課題のうち、「近接排気騒音基準値の強化の検討」に関しては、本検討会で調査を行ったデータ収集結果を踏まえ、現在、中央環境審議会において検討がなされているところであり、「近接排気騒音の測定手法等の改善に係る検討」に関しては、今後、実用化の見通しを得るべく本検討会にて引続き検討を進めていく予定です。

3. 今後の対応について

国土交通省では、この検討結果を受け、早急に制度改正及び所要の体制整備の検討を開始し、年内を目処に改正内容についてパブリックコメントの募集等の手続きを行う予定です。

※1 マフラーの改造や交換等を行った車 ※2 型式指定等の認証を取得しない車 ※3 装置型式指定を取得したマフラー

検討委員名簿

(委員)

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ◎ 黒田 道雄 | 成蹊大学名誉教授 |
| ○ 石濱 正男 | 神奈川工科大学工学部教授 |
| 金子 成彦 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 鎌田 実 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 田中 文晴 | 独立行政法人 交通安全環境研究所 上席研究員 |
| 押野 康夫 | 財団法人 日本自動車研究所 主席研究員 |
| 大島 恵 | 社団法人 日本自動車工業会 騒音部会副会長 |
| 小島 克己 | 社団法人 日本自動車部品工業会 技術部長 |
| 山下 剛 | 社団法人 自動車技術会 振動騒音部門委員会委員長 |
| 末井 誠史 | 警察庁交通局 交通企画課長(～平成16年8月) |
| 石井 隆之 | 〃 (平成16年8月～) |
| 石井 研志 | 警察庁交通局 交通指導課長(～平成17年7月) |
| 栗島 明康 | 〃 (平成17年7月～) |
| 島 雅之 | 自動車検査独立行政法人 企画部長 |
| 戸澤 秀実 | 国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長 |
| 増井 潤 | 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長 |
| 江口 稔一 | 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課長(～平成17年8月) |
| 木場 宜行 | 〃 (平成17年8月～) |
| 徳永 泉 | 環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室長 |

◎は座長を示す。

○は副座長を示す。

○これまでの開催経緯

- 第1回検討会 平成16年7月26日
- 第2回検討会 平成16年12月22日
- 第3回検討会 平成17年3月23日
- 第4回検討会 平成17年6月23日
- 第5回検討会 平成18年2月6日
- 第6回検討会 平成18年3月16日

不適切なマフラー装着自動車等の排除方策について(概要)

1. 検討事項

本検討会では、次の事項について検討を行った。

I 基準に適合する優良な交換用マフラーの普及促進策の検討

- ① 騒音基準の適用範囲の拡大等に係る検討
- ② マフラー認証制度の活用による基準適合マフラーの普及促進策の検討

II うるさいと感じる車両を規制出来るように規制値の設定レベル及び測定手法の改善の検討

- ① 近接排気騒音基準値の強化の検討
- ② 近接排気騒音の測定手法等の改善に係る検討

今回は、このうち主としてIに関する事項について、検討結果を取りまとめた。

2. 検討結果

○騒音基準の適用範囲の拡大等に係る検討

現状の問題点

○交換用マフラー装着車及び非認証車である輸入二輪車等においては、近接排気騒音基準は満たすが、指定自動車等を新たに運行の用に供する際に求められる加速走行騒音レベルを満たさない車両が多く存在している。これらの車両については、現行基準では、加速走行騒音基準が適用されていないため排除出来ない。

〈加速走行騒音基準等の走行騒音基準の適用範囲の拡充〉

○マフラーの改造や交換を行ったマフラー改造車に対し、新たに加速走行騒音基準等の走行騒音基準を適用することが必要。併せて、規制の公平性を確保するため、型式指定等の認証を取得しない車(非認証車)についても新たに運行の用に供する場合には加速走行騒音基準等の走行騒音基準を適用することが必要。

○通常は基準不適合マフラー(騒音低減機構を外したマフラーを含む。)を装着していても車検時のみ適正なマフラーに交換又は騒音低減機構を再装着するなど、車検をすり抜ける行為が行われている可能性がある。

〈容易に不正改造が可能なマフラー構造の禁止要件等の導入〉

○不正改造行為を未然に防止するためには、マフラーに係る構造基準として、騒音低減機構のマフラーへの固着方法に関し、溶接・リベット止め等による永続的な方法を義務付けることが必要である。また、レバー等を操作して一時的に音量を下げて検査・取締りをすり抜ける行為を防止するため、騒音基準においてユーザーがいかなる操作を行った場合においても基準に適合することを求めることも必要。

○マフラー認証制度の活用による基準適合マフラーの普及促進策の検討

現状の問題点

○市販されている交換用マフラーには基準適合品と不適合品が混在しており、購入時に基準適合品であるか否か、ユーザーや販売業者等が容易に判別できない状況にある。また、容易に不正改造ができるマフラー構造となっているものも販売されており、交換用マフラーに係る対策が不十分。

＜装置型式指定制度の活用による基準適合マフラーを普及させるための方策＞

○基準への適合性を事前に審査し、基準に適合するマフラーには基準適合マークを付すマフラー認証制度は、音の大きな基準不適合交換用マフラーとの識別を容易にし、良識あるユーザーや販売店における適切な交換用マフラーの選択に資するとともに、検査・取締りへ活用し、音の大きな基準不適合マフラーの排除に資することが期待されることから、既存の制度である装置型式指定制度の対象としてマフラー（消音器）を追加し、マフラー認証制度を導入することが効果的。

○検査対象車両に対しては、装置型式指定を取得した認証マフラー以外のマフラーに交換されている、又は、マフラーに何らかの手が加えられている場合には、車検の際に、加速走行騒音基準等の走行騒音基準に適合していることを証明する公的試験機関の試験成績書の提示を求めることが必要。一方、検査対象外車両については、装置型式指定制度の対象外であることから、当面、マフラーメーカーの業界団体が自主的な取り組みとして行っているマフラー認定の仕組みを活用したり、販売業者等の協力を得る等により、街頭検査又は交通取締りの際或いは販売の際に基準適合性の明らかなマフラーを装着するようユーザーへの啓発を行っていくことが適当。

○その他実施にあたり配慮すべき事項

- 販売店等との協力体制の構築が重要である。
- 公的試験機関の騒音試験実施体制の強化が望まれる。
- 民間車検場への周知徹底及びマフラーが改造されていることの識別を容易にする工夫が必要である。
- 認証を取得したマフラーの構造等の情報の共有化のための工夫が必要である。
- 車検証等への装着マフラー等に関する詳細情報の表示について検討する必要がある。
- 改造マフラーの排出ガス基準への適合性について確認しなければならない点に留意する必要がある。

○適用時期

- 早急に基準・制度等を整備し、一定の周知期間の後に運用を開始することが適当。